

令和6年（ワ）第6807号・令和7年（ワ）第9801号 投稿記事削除等請求事件
原告 部落解放同盟大阪府連合会 外4名
被告 宮 部 龍 彦

準備書面2（任意的訴訟担当について）

大阪地方裁判所第22民事部合議2係 御中

令和8年5月7日

被告 宮部龍彦

被告は、原告らの第3準備書面における任意的訴訟担当の主張に対し、以下のとおり反論する。

目次

第1 本書面の要旨	3
第2 争点の位置付け及び本件の訴訟構造	5
1 争点の位置付け	5
2 本件の訴訟構造と、本争点が結論に与える意味	6
第3 任意的訴訟担当が認められないこと	6
1 原告大阪府連及び原告支部らは、地域住民全体の法的代表者ではないこと	6
2 任意的訴訟担当に関する最高裁判例の枠組み	7
3 本件は任意的訴訟担当を最も認めてはならない事件であること	9
4 「地域代表」構成は豊前火力発電所操業差止訴訟最高裁判決に反すること	10
第4 関係判決・裁判例は原告らの主張を支えないこと	11
1 全国部落調査事件関係判決の射程	11

2	令和7年さいたま地裁判決の位置付け	13
第5	規約・大会決議等は授權及び合理的必要性を基礎づけないこと	15
1	原告らの援用する学説も、原告らの主張を支えないこと	15
2	規約・慣習・歴史的活動実践は、授權の立証にならないこと	15
3	大会決議は、運動方針・訴訟戦略の承認にすぎず、個別授權ではないこと	16
4	授權内容の特定が欠け、処分権の範囲も不明であること	17
5	合理的必要性も認められないこと	17
第6	団体固有の「差別されない権利」及び「業務遂行権」も認められないこと	19
1	団体の「差別されない権利」は、内実が不明確であること	19
2	直接的な業務遂行権侵害も認められないこと	19
3	構成員の人格権を内包する業務遂行権という構成も認められないこと	19
4	平成26年最高裁判決は、行政情報公開事件であり、本件とは事案を異にすること	20
第7	原告らの反論はいずれも理由がないこと	21
1	「差別事案の特殊性ゆえに、個人が前に出られない」という原告らの反論について	21
2	「規約＋大会決議＋歴史的活動で足りる」という反論について	21
3	「団体が最も近い存在である」という反論について	21
4	「さいたま事件とは異なり、本件では大会決議がある」という反論について	23
5	「全国部落調査事件では広範な差止めが認められた」という反論について	23

6 「支部が地域に近いから、支部が知識・情報を有する」という反論 について	24
第8 本件で採るべき結論	24
第9 結語	25

第1 本書面の要旨

- 1 原告大阪府連及び原告支部らは、いずれも地域住民全体又は地域出身者全体の法的代表者ではない。原告らの規約上も、「住民」「出身者」「同盟員・支部員」は同一ではなく、特に西郡支部及び野崎支部は、部落住民・部落出身者でない者も機関決定により支部員とし得る（甲34・3条、甲36・4条）。さらに、公刊資料及び原告大阪府連自身の大会資料にも、解同大阪府連又はその支部について、利権、不祥事、暴力的糾弾、窓口一本化、支部員排除等を指摘する記述があり、実質的にも、原告らが地域住民又は出身者全体を当然に代表するとの前提は成り立たない（乙57ないし乙62）。
- 2 任意的訴訟担当は、権利主体本人からの訴訟追行権の授与を前提として、弁護士代理の原則及び訴訟信託禁止を潜脱するおそれがなく、かつ合理的必要性がある場合に限って、例外的に許容されるものである。最高裁が任意的訴訟担当を肯定した事案は、組合財産、総有不動産、債券管理等のように、対象権利、授權経路、管理処分権限が客観的に特定されていた事案である。
- 3 これに対し本件は、原告らの主張によっても、個々人に専属する人格的利益、プライバシー、不当な差別を受けることなく平穩に生活する利益等に基づく削除請求及び将来の公表差止請求である。これらの利益は、本人の居住歴、家族関係、既公知性、提訴意思、秘匿意思、対象記事との関係により個別に判断されるべきものであり、私的団体が規約や大会決議により包括的に管理処分する性質の権利ではない。
- 4 最高裁昭和60年12月20日第二小法廷判決（いわゆる豊前火力発電所操業差止訴訟、昭和56年（オ）第673号、集民146号339頁）は、「一定の地域の代表」として地域住民の利益に基づく差止請求を追行しようとする者について、地域住民本人らからの授權が認められない以上、任意的訴訟担当に当たらず、地域住民の代表として訴訟を追行する資格を欠くとした。本件原告府連及び支部らの主張は、まさに地域住民又は地域出身者の人格的利益を私的団体が包括代表するという構成であり、同判決の趣旨に正面から反する。

- 5 原告らがいう規約、慣習、歴史的運動実践、大会決議は、いずれも私的団体の組織運営又は運動方針を示すにとどまり、個々の構成員又は地域住民が自己の人格的利益に基づく削除請求権・差止請求権を団体に授権したことの立証にはならない。とりわけ、誰が、どの記事について、どの団体に、どこまでの訴訟追行権及び処分権を委ねたのかが全く特定されていない。
- 6 全国部落調査事件の東京地裁令和3年9月27日判決及び東京高裁令和5年6月28日判決も、部落解放同盟自身の名誉権、差別されない権利又は業務遂行権に基づく請求を認めたものではない。東京高裁判決は、個人原告ごとに、現在又は過去の住所・本籍、親族の住所・本籍等と対象地域との具体的関係を審理し、その関係が認められる都府県の範囲で差止め等を認めたにすぎず、団体が地域全体又は出身者全体を代表して差止請求をすることができるとしたものではない。最高裁令和6年12月4日決定も、双方の上告棄却・上告不受理にとどまり、最高裁が団体原告による包括的訴訟追行を肯定したものではない。
- 7 令和7年さいたま地裁判決（甲38）は、本件と極めて近い「部落探訪」型事案において、解放同盟県連による任意的訴訟担当を明確に否定し、併せて団体固有の「差別されない権利」及び「業務遂行権」も否定した。他方で、同判決は控訴中であり確定しておらず、被告は、控訴理由において、判決の論理だけでなく審理のあり方自体にも問題があると指摘している。とりわけ、同判決が個人原告について同事件各記事全部の削除・公表禁止を認めた部分は、個人原告が当該地域の出身者であることを認定しないまま居住者を「出身者」と同列に扱う点、同事件の記事1以外の各記事について個人原告との個別具体的関連性を認定しないまま、同一カテゴリー内の記事一覧性、通し番号、サムネイル、芋づる式閲覧の誘因等から一括して削除・公表禁止を認める点において、極めて粗雑な判断である。同判決は、本件団体原告の任意的訴訟担当を基礎づけるものではない。
- 8 合理的必要性も認められない。6807号事件には現に個人原告が存在する。被告は当事者識別情報秘匿制度を当然に是認するものではないが、現行法上は同制度等の既存制度もある。提訴に心理的・社会的負担があることは、任意的訴訟担当という例外的法理の創設・拡張を当然化する理由にはならない。
- 9 さらに、本件の進行自体も重要である。6807号事件では、原告大阪府連に加えて個人原告1名が存在した。これに対し、後発の9801号事件では、個人原告を立てず、西郡支部・西成支部・野崎支部という3支部のみを原告として、大阪府内の複数地域に関する記事の削除及び将来公表禁止を求めている。これは、個人原告を基点とする個別救済から、支部を基点とする地域単位の包括的救済へと、訴訟の間口を段階的に広げるものにほかならない。

- 10 裁判所がここで支部単位の任意的訴訟担当を認めれば、以後、各支部又は府連が、地域住民本人の個別授権を経ることなく、地域全体を代表して削除請求及び将来公表禁止請求を行う地位を得ることになる。これは、個人原告に基づく限定的救済を入口として、団体による地域代表訴訟を制度化する結果を招く。
- 11 したがって、原告大阪府連及び原告支部らの任意的訴訟担当の主張は退けられるべきである。団体原告らの請求は、訴訟追行権限を欠くものとして却下されるべきであり、仮に本案として判断されるとしても棄却されるべきである。

第2 争点の位置付け及び本件の訴訟構造

1 争点の位置付け

本件で裁判所がまず区別すべきなのは、原告らのいう「部落差別」ないし「同和問題」をどのように評価するかという問題と、誰が裁判所の強制力を用いて削除請求及び将来の公表差止請求を行うことができるかという問題である。

被告は、原告らのいう「部落差別」概念や同和行政・同和運動の前提自体についても争っている。しかし、本書面の論点との関係では、原告らが抽象的に「差別」をいうことから、直ちに特定の私的団体に第三者の人格的利益を包括代表して訴訟追行する地位が生ずるわけではない。問題は、あくまで訴訟法上・実体法上の構成として、原告大阪府連及び原告支部らにそのような権限があるか否かである。

しかも本件で原告らが求めているのは、単なる過去記事の削除にとどまらず、「本件各記事の掲載・出版等一切の方法による公表の禁止」である。これは将来の表現行為に対する強度の高い差止めを含むから、その請求主体は厳格に画定されなければならない。

また、給付の訴えにおいて、自ら給付請求権を有すると主張する者に形式的な原告適格が認められるとしても、それは、当該者が実体法上の請求権を有すること、又は他人の権利について任意的訴訟担当者となることを意味しない。最高裁平成23年2月15日第三小法廷判決（平成21年（受）第627号、損害賠償等請求事件、集民236号45頁）も、給付の訴えにおける形式的原告適格を認めたにとどまり、代表者の訴訟追行権限の有無については更に審理を尽くさせている。

給付の訴えという形式だけで、本件各請求が適法又は有理由となるものではない。仮に給付訴訟として形式的な原告適格があると整理されるとしても、原告府連及び支部らに実体法上の権利又は訴訟追行権限がなければ、その請求は却下又は棄却を免れない。問題は、原告府連及び支部らが、本件各請求の実体法上の権利主体であるか、又は権利主体本人から訴訟追行権の授受を受けた任意的訴訟担当者であるかにある。仮に本案事項として処理されるとしても、原告府連及び支部らには、

自己固有の人格権・業務遂行権侵害も、構成員又は地域住民からの具体的授権も認められないから、その請求は棄却されるべきである。

2 本件の訴訟構造と、本争点が結論に与える意味

- (1) 6807号事件は、原告大阪府連に加え、個人原告1名を含む事件である。これに対し、後発の9801号事件は、西郡支部・西成支部・野崎支部の3支部のみを原告とする事件であり、個人原告を欠く（2025年9月16日付訴状）。
- (2) したがって、任意的訴訟担当が否定されれば、9801号事件は、団体固有の権利主張の成否を別として、その請求基盤を一挙に失う。6807号事件でも、原告大阪府連の請求はその基盤を失う。個人原告の請求についても、被告は従前の主張により全部争っている。
- (3) この意味で、任意的訴訟担当の成否は、本件の審理範囲を決める中核論点であり、裁判所が広範な実体判断に踏み込む前に、まず整理すべき前提問題である。
- (4) 9801号事件が個人ではなく支部のみを原告として提起されたことは、単なる原告選択の問題ではない。原告らは、支部を足場として、構成員の個別的権利救済を超え、地域全体を代表する訴訟上の地位を得ようとしている。裁判所がこれを認めれば、次には各支部、さらに府連が、地域住民又は地域出身者全体を代表するという論理が生じる。本件でその入口を開くべきではない。

第3 任意的訴訟担当が認められないこと

1 原告大阪府連及び原告支部らは、地域住民全体の法的代表者ではないこと

- (1) 原告らは「地域住民」「出身者」「同盟員・支部員」を意図的に混同していること

原告らの書面は、「被差別部落住民」「部落出身者」「地域住民」「同盟員」「支部員」をしばしば同義に扱う。しかし、これらは法的にも事実上も同一の集合ではない。

原告大阪府連規約4条は、同盟員を「部落住民・部落出身者」としつつ、同5条で、同盟員は本会の諸決定を遵守し、支部に所属すべきことを定める（甲22）。西郡支部規約3条は、支部員を「部落住民及び部落出身者」とする一方、「部落住民・部落出身者でないもの」も機関決定により支部員とし得ると明記する（甲34）。野崎支部規約4条も、部落出身者でない者が機関決定により支部員となり得るとする（甲36）。

すなわち、支部及び府連は、地域住民全体と一致する地縁団体でも、公法上の代表機関でもなく、一定の運動目的と組織規律を持つ私的団体にすぎない。構成員資格も現に当該地域に居住する者に限定されず、現居住者ではない者、出身

者、さらには機関決定により加入した者を含み得る。そうである以上、原告らが当然に「地域全体」又は「当該地域に縁のある者全体」を代表するとの前提自体が成り立たない。

- (2) 原告らの請求は、構成員に関する主張と地域全体に関する主張との間でぶれていること

9801号事件訴状は、冒頭で、本件各記事が「原告らの構成員（同盟員・支部員）の暮らす地域」を暴露するものとし、併せて「当該地域に暮らす者らや当該地域に縁がある者ら」への差別惹起を述べる（2025年9月16日付訴状3頁）。しかし、同訴状は、地域住民全体又は地域出身者全体から原告支部らに訴訟追行権が授与されたことを主張立証するものではない。

他方で、原告らは、請求の趣旨において別紙投稿記事目録記載の各記事全部の削除及び公表禁止を求め、本文でも、各原告又は構成員の居住地域に関する投稿に限らず、「大阪府全体（投稿記事目録1・2の全投稿）」の範囲で削除及び公表禁止が認められるべきであると主張する（同訴状2頁、11頁、20頁）。この主張は、「部落探訪」全体が差別を助長する以上、個別地域に関する投稿だけの削除では権利侵害を防止できないという構成である。

しかし、そうであれば、原告らは、授権の場面では構成員を根拠としながら、救済範囲の場面では非構成員を含む地域住民全体・地域出身者全体、さらには大阪府全体の利益を持ち出していることになる。もし代表される者が各団体の構成員に限られるのであれば、非構成員まで含む広範な差止めの正当化はできない。逆に、非構成員を含む地域住民又は地域出身者全体の利益をいうのであれば、その者らからの授権が欠ける。いずれにせよ、原告らの構成は成り立たない。

- (3) 府連と支部との関係自体が、授権の不明確さを示していること

原告大阪府連規約5条によれば、同盟員は支部にも所属する（甲22）。そうすると、同一人の人格的利益について、府連が代表するのか、支部が代表するのか、双方が並行して代表するのかが問題となる。

しかし、原告らは、同一の構成員の人格的利益について、府連と支部のいずれが訴訟追行権を持ち、いずれが和解・取下げ・請求放棄等の処分権を持つのか、何ら説明しない。任意的訴訟担当が認められるためには、担当者が一義的に定まっていなければならない。ここにおいても、原告らの主張は、任意的訴訟担当の前提となる担当者及び処分権者の特定を欠く。

2 任意的訴訟担当に関する最高裁判例の枠組み

- (1) 昭和45年最大判は組合財産管理型の事案であること

最高裁昭和45年11月11日大法廷判決（昭和42年（オ）第1032号、立替金請求事件、民集24巻12号1854頁）は、任意的訴訟担当について、弁護士代理の原則及び訴訟信託禁止の趣旨を回避・潜脱するおそれがなく、かつ合理的必要性がある場合に限って許容するという枠組みを示した。

同判決が任意的訴訟担当を認めたのは、民法上の組合において、組合同規約に基づき、業務執行組合員に自己の名で組合財産を管理し、対外的業務を執行し、組合財産に関する訴訟を進行する権限が付与されていた事案である。対象は具体的な財産的請求権であり、権利の客体、帰属、管理主体が客観的に特定されていた。

同判決の核心は、単なる訴訟追行権の授与ではなく、実体上の管理権及び対外的業務執行権と一体として訴訟追行権が授与されていた点にある。本件のように、地域住民又は地域出身者各自に専属する人格的利益を私的団体が包括代表する場面とは、権利の性質も授權構造も全く異なる。

- (2) 平成6年最判は、団体的財産権についてさえ厳格な授權を要求した事案であること

最高裁平成6年5月31日第三小法廷判決（平成3年（オ）第1724号、所有権確認等請求事件、民集48巻4号1065頁）は、入会団体の構成員全員の総有に属する特定不動産についての総有権確認等が問題となった事案である。同判決は、入会団体が敗訴した場合には構成員全員の総有権を失わせる処分をしたのと事実上同じ結果をもたらすこと、また入会団体代表者の代表権の範囲は当然に一切の裁判上又は裁判外の行為に及ぶものではないことを理由に、規約等において不動産処分に必要とされる総会議決等の手続による授權を要求した。

すなわち、団体的色彩の濃い総有不動産でさえ、確定判決の不利益が構成員全員に及ぶ場合には、処分に準じる厳格な授權が必要とされた。本件では、対象は総有財産ではなく、個々人に専属する人格的利益であり、請求内容も削除にとどまらず将来の公表差止めを含む。そうである以上、抽象的な規約・大会決議・運動方針では足りず、対象者、対象記事、請求内容、訴訟追行権限及び処分権限を特定した個別具体的授權が必要である。

- (3) 平成28年最判も明確な授權・管理構造を前提とする事案であること

最高裁平成28年6月2日第一小法廷判決（平成26年（受）第949号、債券償還等請求事件、民集70巻5号1157頁）は、債券管理会社につき、管理委託契約、債券要項、目論見書、本件授權条項、銀行法上の規制監督、公平誠実義務及び善管注意義務という明確な授權・管理構造を前提として、例外的に任意的訴訟担当を肯定したものである。

同判決も、任意的訴訟担当については、本来の権利主体からの訴訟追行権の授与があることを前提としている。本件の原告らが提出する規約、大会資料、議事録、歴史的活動実践は、個々の住民・出身者・構成員が、特定記事の削除や将来公表差止めという訴訟追行を具体的に委ねたことを示すものではない。むしろ平成28年最判を基準にすると、本件の授權構造は著しく不明確である。

- (4) 保険金請求事件も、便宜・経済的一体性だけでは任意的訴訟担当を基礎づけないことを示していること

東京地裁平成7年10月3日判決（平成6年（ワ）第23363号、保険金請求事件、判時1579号138頁、判タ906号271頁）は、保険契約者が保険料を負担し、保険証券を保管し、保険金取得について実質的・経済的利益を有していた事案においてさえ、保険金請求権者は被保険者であり、被保険者が訴訟を提起すれば足りるとして、保険契約者による任意的訴訟担当を否定した。

この裁判例は、便宜、経済的一体性、関係の密接性、実務上の必要性だけでは、任意的訴訟担当を基礎づけないことを示す。本件でも、原告府連・支部らが地域住民又は地域出身者と運動上・組織上密接な関係を有するとしても、そのことは、個々人に専属する人格的利益についての訴訟追行権授權を意味しない。

- 3 本件は任意的訴訟担当を最も認めてはならない事件であること

- (1) 任意的訴訟担当を本件で認めることは、単なる訴訟上の便宜を認めることではない。原告府連及び原告支部らに、地域住民又は地域出身者という第三者の人格的利益を、本人の意思確認を経ないまま本人に代わって行使する地位を与えることになる。
- (2) それは、裁判所自身が、特定の私的団体を「部落住民の代表」又は「部落出身者の代表」として創設し、承認することそのものである。しかし、現行憲法の下で、部落住民又は部落出身者を、本人の意思確認なしに特定団体に代表させることは許されない。
- (3) 憲法13条は個人の尊重を定め、憲法14条は社会的身分による差別を禁じる。部落住民又は部落出身者は、団体に代表される存在ではなく、一人ひとりが独立した個人である。訴えること、訴えないこと、団体に任せること、任せないこと、沈黙することは、本人が決めるべきことである。本人の沈黙を、私的団体の訴訟追行権に転換することは許されない。
- (4) 私的団体に包括的な訴訟追行権を認めれば、裁判所が、部落住民又は部落出身者であることを理由として、特定団体にその者らを代表させる法的構造を作出することになる。これは、差別の解消を名目としながら、個人を再び集団的身分に結び付けるものである。

- (5) そもそも、部落住民又は部落出身者を、あたかも一個の民族的又は血統的集団であるかのように扱うことはできない。歴史上の被差別身分のあり方は、地域、時代、職能、居住形態等によって多様であり、現代の個人を近世の特定身分と直線的に結び付けることはできない。これを確認しようとするれば、出身地、家系、住所歴、親族関係等を調査するほかなく、差別をなくす名目で、差別そのものが用いてきた身元調査を訴訟上再演することになる。
- (6) 民事訴訟における救済は、現在の具体的な人格的利益侵害に即して、本人ごとに判断されるべきである。先祖、地域名、歴史的由来又は行政上の同和地区概念を媒介として、現代の個人を一括して歴史的被害者集団に帰属させ、その全体を特定団体に代表させる発想は、個人を本人の意思や具体的事情ではなく、出自又は地域由来の属性によって把握し、本人の意思に基づかない集団的代表を認めるものである。これは、憲法13条の個人尊重及び憲法14条の平等原則に違反する発想であって、現在の権利侵害と本人の意思を基礎とする民事訴訟上の救済根拠たり得ない。
- (7) 同じことは、同和事業についてもいえる。同和事業は、「同和」であること、すなわち歴史的身分又は特定地域との関係を行政上意味ある分類として扱う点において、社会的身分又は門地による公的な区別を制度化し、これを再生産するものであった。そのような「同和」という行政上の区分を前提に個人を把握し、施策対象を定め、特定団体との関係を行政上意味あるものとして扱う制度は、当初から憲法14条に反する違憲な制度であったというべきである。したがって、同和事業の歴史を根拠として、現代の民事訴訟において特定団体に地域住民又は地域出身者全体の包括代表権を認めることは、違憲な区分を訴訟法上再承認するものにほかならない。裁判所がこれを許せば、行政上も憲法上も清算されるべき「同和」という行政上の区分を、民事訴訟の名において再制度化することになる。
- (8) この危険は、近世身分制下において被差別民を対外的に統轄した役割を、現代の民事訴訟で私的団体に再付与する危険である。現憲法下の裁判所が、本人の意思を離れて「部落住民の代表」を作ることは、最も避けなければならない。任意的訴訟担当の法理は、本人の権利を奪い、本人の意思を沈黙させるための制度ではない。したがって、本件は、任意的訴訟担当を拡張すべき事件ではない。むしろ、そのような拡張が許されない限界事例として、任意的訴訟担当の限界を明確に示すべき事件である。

4 「地域代表」構成は豊前火力発電所操業差止訴訟最高裁判決に反すること

本件の訴訟構造に最も近い最高裁判例は、原告らが援用する昭和45年最大判、平成6年最判、平成28年最判ではなく、最高裁昭和60年12月20日第二小法廷判決（い

わゆる豊前火力発電所操業差止訴訟、昭和56年（オ）第673号、集民146号339頁）である。

同判決は、一定地域の環境保持を目的に「地域の代表」として火力発電所の操業差止め等を求めた者について、地域住民本人らからの授権が認められない以上、任意的訴訟担当には当たらず、自己の固有の請求権によらず地域住民の代表として差止等請求訴訟を迫行し得る資格を欠くと判示した。さらに同判決は、訴訟提起前の紛争過程で相手方と交渉し、紛争原因の除去に重要な役割を果たしてきた第三者に当事者適格を認める、いわゆる紛争管理権説についても、法律上の規定ないし当事者からの授権なくして第三者が訴訟迫行権を取得するとする根拠に乏しく、採用できないとした。

原告府連及び支部らの主張は、まさに「地域住民の代表」又は「地域出身者の代表」として、第三者の人格的利益に基づく削除及び将来公表差止めを求めるものである。仮に原告府連及び支部らが従前から同和問題に関する行政交渉、抗議、啓発その他の活動を行ってきたとしても、それは最高裁が否定した紛争管理権構成を言い換えたものにすぎない。

むしろ本件は、昭和60年最判の事案よりも、本人専属性が強い。環境利益に基づく差止請求でさえ地域代表型の当事者適格が否定されたのであるから、個々人の生活歴、居住歴、家族関係、秘匿意思、提訴意思と不可分である人格的利益について、私的団体による包括代表を認めることはできない。

第4 関係判決・裁判例は原告らの主張を支えないこと

1 全国部落調査事件関係判決の射程

(1) 東京地裁令和3年9月27日判決は、団体自身の権利侵害を認めなかったこと

全国部落調査事件の第一審である東京地裁令和3年9月27日判決（甲2の1。別紙は甲2の2ないし甲2の4）は、個人原告らについて一定範囲で削除・差止め等を認めた一方、原告解放同盟自身の名誉権、差別されない権利及び業務遂行権に基づく請求を否定し、同盟の本訴請求を棄却した。

同判決は、本件地域一覧の公開によって構成員個人の人格権が侵害され得るとしても、団体の構成員の名誉権が侵害されたからといって直ちに当該団体の社会的評価が低下するとはいえないとした。また、原告解放同盟の業務遂行権についても、活動成果が減殺されるとしても直ちに違法な権利利益侵害とはいえず、構成員の人格権が侵害されたからといって直ちに当該団体の業務遂行が妨げられたということとはできないとした。

団体が同和問題に関する運動を目的として活動していること、又は構成員の人格的利益が問題となることは、団体自身の人格権又は業務遂行権の侵害を当然に基礎づけるものではない。

- (2) 東京高裁令和5年6月28日判決も、団体による包括代表を認めたものではないこと

全国部落調査事件の控訴審である東京高裁令和5年6月28日判決（甲3の1。別紙は甲3の2ないし甲3の4）は、本件地域情報の公表により、一定の個人原告について、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的利益が侵害され得るとした。

同判決は、被差別部落に関する地域情報の公表一般について、団体が地域全体を包括代表して差止めを求め得るとしたものではない。同判決は、本件地域情報が公表されることによって誰もが当然に人格的利益を侵害されるものではないとし、個人原告ごとに、現在又は過去の住所・本籍、親族の住所・本籍等と対象地域との具体的関係を審理し、その関係が認められる都府県の範囲で法的判断をしたものである。

したがって、同判決は、原告が存在しない地域、又は個人原告との具体的関係が立証されない地域について、抽象的な差別防止を理由に包括的差止めを認める根拠にはならない。

- (3) 同判決は、部落解放同盟の業務遂行権侵害を否定していること

東京高裁令和5年6月28日判決は、部落解放同盟の業務遂行権についても、原告らに不利な判断を示している。

すなわち同判決は、部落解放同盟の業務が公的団体の事業と目的・方針において一致していても、それにより公的業務になるものではなく、公的団体の事業と同様に保護されるべきものでもないとした。また、本件地域情報の公表により同盟の活動成果が減殺されることがあるとしても、直ちに同盟自身の権利利益が侵害されるものではなく、当該公表に対応することは同盟の目的に即した本来的業務の遂行ともいえるとして、業務遂行権侵害を否定した。

本件における府連・支部らの主張も、地域住民又は地域出身者の人格的利益を、団体自身の業務遂行権に置き換えるものにすぎない。団体活動上の負担、対応業務の増加、運動成果の減殺は、団体固有の差止請求権を基礎づけるものではない。

- (4) 最高裁令和6年12月4日決定は、団体原告の包括的訴訟追行を肯定したものではないこと

全国部落調査事件について、最高裁第三小法廷は、令和6年12月4日、解放同盟側の上告事件である令和5年（オ）第1710号、同年（受）第2187号及び示現舎側の上告事件である令和5年（オ）第1711号、同年（受）第2188号について、いずれも上告を棄却し、上告受理申立てを受理しない旨の決定をした（甲27の1、甲27の2）。

同決定は、民訴法312条1項又は2項所定の上告理由に該当せず、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められないとした形式的判断にとどまる。最高裁が、団体原告による包括的差止請求、団体固有の業務遂行権侵害、又は団体による地域住民の人格的利益の包括代表を肯定する法理を示したものではない。

要するに、全国部落調査事件関係判決は、個人原告の請求を一定範囲で認めたにすぎない。団体を部落住民全体の代表として扱ったものではない。この区別を崩してはならない。

2 令和7年さいたま地裁判決の位置付け

(1) 同判決は、本件と同種の「部落探訪」型事案において、団体原告の任意的訴訟担当を否定したこと

令和7年さいたま地裁判決（甲38）は、被告が管理運営するウェブサイト上の「部落探訪」ないし「人権探訪」等の記事を対象とする削除・公表禁止請求であり、本件と極めて近い構造を有する。

もっとも、同判決は控訴中であり、確定判決ではない。しかも、被告は、同事件の控訴理由において、公開法廷での一方当事者の意見陳述、提出期限を過ぎた書面や直前提出書面の扱い、オンライン手続又は弁論準備手続を採用するかどうか等、訴訟指揮及び審理の公正さ自体にも問題があったと指摘している。したがって、被告が同判決を援用する趣旨は、同判決の個人原告に関する請求を認めた判断を承認するものではなく、同種事案においても団体原告の任意的訴訟担当、団体固有の「差別されない権利」及び団体固有の業務遂行権侵害が否定されたという限度にとどまる。

同判決は、給付の訴えについて形式的な原告適格を認めただけで、任意的訴訟担当の成否を本案上の問題として判断した。そして、任意的訴訟担当については、昭和45年最大判を引用しつつ、権利主体からの授権を前提としない第三者の当事者適格は認められないとして、最高裁昭和60年12月20日判決を踏まえた判断を示した（甲38判決17～18頁）。

そのうえで、同判決は、原告解同埼玉県連の目的から、被差別部落に関する情報がウェブサイト上に掲載された場合に削除等を求めて訴訟を提起することが当然に予定されていたとはいえず、構成員から黙示の訴訟追行の授権があったとは

いえないとした。また、県連を原告として訴訟を提起する旨の議案が存在しても、構成員がこれを承認したことまでは認定できないとして、明示の授權も否定した（甲38判決18頁）。

さらに同判決は、被告が東京訴訟の際に訴訟資料を公開した事情は、任意的訴訟担当を認める合理的必要性を肯定する事情となり得るとしつつも、当事者識別情報秘匿制度が整備・施行されたことにより、実体法上の権利義務の主体である個人が住所、氏名等を被告に知られることなく訴えを提起することが可能となったとして、合理的必要性も否定した（甲38判決19頁）。

本件もこれと異ならない。原告大阪府連及び原告支部らが提出する規約、大会資料、議事録、裁判闘争方針は、さいたま事件における県連の資料と同種又はそれ以下の抽象性しか有しない。よって、同判決の論理に従えば、原告府連・支部らの任意的訴訟担当は認められない。

(2) 同判決の個人原告部分は、本件団体原告の根拠にならないこと

さいたま地裁判決が個人原告について同事件各記事全部の削除及び公表禁止を認めた部分は、個人原告の自宅所在地・自宅外観に関する情報が同事件の記事1を通じて流通すること、同事件各記事の一覧性、通し番号、サムネイル、芋づる式閲覧の誘因等、同判決固有の事実認定に基づくものである（甲38判決27～30頁）。

しかし、この部分の判断は、極めて粗雑である。同判決は、個人原告が同事件の記事1対象地域の「出身者」であることを認定しないまま、出身者と居住者との差異を十分に検討せずに人格的利益侵害を認めている。また、削除及び公表禁止の範囲についても、個人原告との直接の関連性が問題となり得るのは同事件の記事1であるにもかかわらず、他の記事について個人原告の住所、氏名、家族関係その他の個別具体的情報が含まれるかを検討せず、記事一覧、通し番号、サムネイル、芋づる式閲覧の可能性といった抽象的事実から、同事件各記事全部に一挙に拡張している。これは、個別の人格的利益侵害に基づく救済範囲の画定として、理由付けを欠く飛躍である。

本件で問題となるのは、個人原告の請求ではなく、原告大阪府連及び原告支部らが、地域住民又は地域出身者の人格的利益を団体として包括代表できるかである。さいたま地裁判決は、この点を否定する方向の裁判例であって、原告らの根拠にはならない。

第5 規約・大会決議等は授権及び合理的必要性を基礎づけないこと

1 原告らの援用する学説も、原告らの主張を支えないこと

(1) 甲32について

原告らは甲32を援用するが、同論文は、授権対象が特定されていること、権利主体に「授権しない自由」があることを前提としている。本件では、対象記事、請求範囲、担当者、処分権限のいずれも特定されていない。規約上、構成員は団体の諸決定に従うものとされており、「授権しない自由」も確保されていない。したがって、甲32は原告らの主張を支えない。

(2) 甲33について

甲33は、人格権に基づく差止請求訴訟のように、他人の管理になじまない権利関係について、従来の管理処分権概念では説明困難であると指摘するものである。これは、人格権訴訟における任意的訴訟担当が現行法上当然に認められるという趣旨ではない。むしろ、原告らの主張が既存判例から外れることを示すものである。

2 規約・慣習・歴史的活動実践は、授権の立証にならないこと

(1) 規約は団体内部のルールにすぎないこと

原告らは、規約により包括的授権があると主張する。しかし、規約は、本来、団体の目的、加入資格、機関、議決方法、構成員の義務等を定める団体内部のルールである。団体の方針に従って活動すべきことが定められているからといって、各構成員が自己の人格的利益に基づく削除請求権・差止請求権を団体にまとめて委ねたことにはならない。

とりわけ、人格的利益に基づく請求については、そもそも請求するか否か、どの範囲で請求するか、公開の継続を望むか、交渉で足りるか、和解に応じるかなどが、個人の価値判断や事情と不可分である。これを、加入時又は加入継続中の一般的な規約承認だけで、まとめて団体に移したとみることは到底できない。

(2) 「決定に従う義務」は、自由な授権の根拠ではなく、むしろ授権がないことを示すこと

西郡支部規約4条、西成支部規約7条、野崎支部規約5条、府連規約5条などは、構成員が団体の諸決定に従うべきことを定める（甲22、甲34、甲35、甲36）。また、野崎支部規約7条・8条は、上部指導機関たる府連及び中央本部の指示・指導を受け、機関決定に基づいて行動すべきことまで定める（甲36）。

だが、このような規律性は、任意的訴訟担当の前提である自由な授権を基礎づけるものではない。むしろ、甲32のいう「授権しない自由」との関係では逆であ

る。すなわち、構成員が団体意思に拘束されるほど、個々人の人格的利益について自由に授権すること、又は授権しないことを論じにくくなるのであって、これをもって任意的訴訟担当の根拠とすることはできない。

(3) 歴史的活動実践も、法的授権の代替にはならないこと

原告らは、長年にわたり差別事件への対応や行政・企業への働きかけを行ってきた歴史を強調する。しかし、そのような活動実績があることと、個々人の人格的利益に基づく削除請求権・差止請求権について法的な訴訟追行権・処分権が授与されていることとは別問題である。

団体が現実に権利擁護活動をしてきたことは、せいぜい当該団体の社会的役割を示す事情にすぎない。訴訟担当の授権の有無を代替するものではない。

3 大会決議は、運動方針・訴訟戦略の承認にすぎず、個別授権ではないこと

(1) 府連・支部の資料が示すのは「闘争方針」であること

甲39の府連大会資料は、「部落探訪」の削除裁判に勝利し、「包括的な人権の法制度の確立」を実現しようというスローガンを掲げ、さらに「一支部ではなく、府連全体の闘いとして」「富田林支部だけでなく各地で裁判を起こすよう呼び掛けていく」と記載する。甲45の野崎支部資料も、「富田林支部・当事者本人だけの闘いではなく、大阪府連総体の闘いとして」と記載する。西成支部資料も、「中央本部・府連と連携して」裁判闘争に取り組むとする（甲43）。

これらが示しているのは、政治的・運動的な方針、すなわち「裁判闘争を展開する」という組織意思である。そこから直ちに、個々の構成員が、自己の人格的利益に基づく具体的請求権を団体に授権したと読むことはできない。

(2) 議事録は、個々の人格権の授権を何ら示さないこと

甲40、甲42、甲44、甲46の各議事録は、概括的に1号議案・2号議案・3号議案やスローガン案が承認・可決されたことを示すにとどまる。そこには、誰が授権者であるか、どの記事が対象か、削除だけなのか将来差止めまで含むのか、どの団体が担当者なのか、和解、請求放棄、認諾、取下げ等の処分権を含むのかといった、任意的訴訟担当に不可欠な事項は一切記載されていない。

平成6年最判が、団体的財産権についてさえ処分に必要な総会議決等を要求したことと比べれば、本件の大会決議はあまりに抽象的である。

(3) 支部議事録の証明時期も、証明力の限界を示すこと

甲42、甲44、甲46の各議事録は、開催日は2024年であるが、「相違ない」旨の証明日は2025年10月である。これらは、開催時に誰が、どの記事について、どの範囲の訴訟追行権及び処分権を団体に授権したのかを示す証拠ではない。

とりわけ本件で問題となるのは、単なる「裁判闘争」の承認ではなく、個々人の人格的利益に関する法的授權の有無である。一般的な議事録の存在だけで、この高度に個別的な法的効果を導くことはできない。

4 授權内容の特定が欠け、処分権の範囲も不明であること

任意的訴訟担当を認めるためには、誰が授權者であるのか、誰が担当者であるのか、どの記事又は記事群を対象とするのか、どの法的利益に基づくのか、削除請求のみか将来の公表差止請求まで含むのか、和解、取下げ、請求放棄、認諾等の処分権を団体が有するのかが特定されていなければならない。

しかし、本件では、そのいずれも明らかでない。

しかも、原告らの請求は、複数地域・複数記事を対象とし、将来の公表禁止まで含む広いものである。そうすると、2024年時点の大会等における抽象的な「裁判闘争」承認をもって、不特定の広範な記事群についてまで包括的授權があったとみることはできない。これは、甲32のいう「授權対象の特定性」と明らかに矛盾する。

原告らの主張は、結局、団体への賛同、団体方針への承認、あるいは同和問題に関する理念的一体性を、個々人の権利に関する訴訟追行権・処分権の授与に読み替えるものにすぎない。しかし、そのような読み替えを許せば、任意的訴訟担当の授權要件は空文化する。

5 合理的必要性も認められないこと

(1) 令和7年さいたま地裁判決は、本件と極めて近い場面で合理的必要性を否定していること

令和7年さいたま地裁判決は、被告が東京訴訟の際に、閲覧制限決定の効力が及ぶものを含む主張書面や書証をウェブサイト上に公開したことを、任意的訴訟担当を認める合理的必要性を肯定する事情となり得るとした。しかし同判決は、それでもなお、当事者識別情報秘匿制度が整備・施行されたことにより、実体法上の権利義務の主体である個人が住所、氏名等を被告に知られることなく訴えを提起することが可能となったとして、任意的訴訟担当を認める合理的必要性を否定した（甲38判決19頁）。被告が同制度を当然に是認する趣旨ではないが、同制度が現行法上存在すること自体、私的団体に包括的代表権を認める必要性を否定する事情となる。

被告による過去の訴訟資料公開を原告らが問題視するのであれば、それはそれ自体として別個に争われるべき問題である。そこから直ちに、私的団体に地域住民又は地域出身者の人格的利益を包括代表させるべきであるとの結論は導けない。

(2) 6807号事件には現に個人原告が存在すること

原告ら自身が主張するとおり、6807号事件には既に1名の個人原告がいる。これは、「個人が原告となることはおよそ不可能である」との主張と整合しない。困難であることと、不可能であることは別である。

しかも、人格的利益侵害の訴訟は、侵害を具体的に受けている者が請求主体となれば足り、地域住民全員が同時に原告になる必要はない。多数の被害者が存在すること自体は、第三者に包括的な当事者適格を与える理由にはならない。

(3) 後発事件で個人原告を立てなかったことは、合理的必要性を基礎づけないこと

9801号事件で個人原告が存在しないのは、個人が訴えを提起することがおよそ不可能だからではなく、原告らが支部のみを原告とする構成を選択したからである。現に6807号事件には個人原告が存在する。したがって、後発事件で個人原告を立てなかったという原告ら自身の訴訟選択を、任意的訴訟担当の合理的必要性に読み替えることはできない。

仮にこのような構成を認めれば、原告らは、個人原告をあえて立てず、支部又は府連のみを原告とすることで、個別的権利侵害の審理を迂回し、地域単位の包括的差止めを求めることが可能になる。これは、任意的訴訟担当の要件を潜脱するものである。

(4) 当事者識別情報秘匿制度等の既存制度があること

原告らは、当事者識別情報秘匿制度には取消しや閲覧許可があり得るから不十分だと主張する。被告は同制度を当然に是認するものではないが、原告らが同制度を前提に主張する以上、その制度に一定の審査や例外があることをもって、直ちに私的団体への包括的代表的権付与を導くことはできない。

原告らのいう制度上の限界を理由として、法律に明文のない広範な任意的訴訟担当を認めることは、論理が逆である。既存制度に改善すべき点があるという主張は、立法又は制度運用の問題として論じるべきであって、私的団体に包括的代表的権を与える理由にはならない。

(5) 必要性は、授權がないことを補わないこと

合理的必要性は、授權がないことを補うものではない。昭和60年最判も、地域的利益に関する差止請求という多数人紛争であっても、地域住民からの授權により任意的訴訟担当の要件を満たしていない以上、地域代表としての訴訟追行資格を否定している。

したがって、本件でも、提訴の心理的困難や社会的負担をいうだけでは足りず、誰が、どの人格的利益について、どの団体に、どの範囲の訴訟追行権及び処分権を授与したのかが具体的に立証されなければならない。

第6 団体固有の「差別されない権利」及び「業務遂行権」も認められないこと

1 団体の「差別されない権利」は、内実が不明確であること

原告らは、任意的訴訟担当と並行して、団体固有の「差別されない権利」又は「業務遂行権」も主張する。令和7年さいたま地裁判決は、次のとおり判断した。

同判決は、原告解同埼玉県連の「差別されない権利」について、その内実が判然としないとして否定した（甲38判決20頁）。同判決は、個人原告については、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的利益を認めつつも、団体である県連自身については、そのような「差別されない権利」を認めなかったのである。

本件もこれと異ならない。原告大阪府連及び原告支部らは、自然人ではなく私的団体である。団体自身に名誉、信用又は業務遂行上の固有利益が認められる場合があるとしても、それは構成員又は地域住民各自の人格的利益とは別個のものである。構成員個人の人格的利益を団体固有の「差別されない権利」に内包させることはできない。

2 直接的な業務遂行権侵害も認められないこと

さいたま地裁判決は、原告解同埼玉県連の業務遂行権についても、被告の記事公開が団体の本来予定された活動の契機を与えるにすぎず、差別撤廃を目的とする団体がこれに対処することは、まさにその業務そのものであるとして、直接侵害を否定した（甲38判決21～22頁）。

東京高裁令和5年6月28日判決（甲3の1）も、部落解放同盟の業務が公的団体の事業と目的・方針において一致していても、それにより公的業務となるものではなく、本件地域情報の公表に対応することは同盟の目的に即した本来的業務の遂行ともいえるとして、業務遂行権侵害を否定した。

本件もこれと異ならない。原告大阪府連及び原告支部らは、同和問題に関する運動を目的とする私的団体であり、被告の言論や記事に対応することは、まさにその掲げる目的に沿った活動である。これをもって団体の「本来予定された活動」が侵害されたということとはできない。

3 構成員の人格権を内包する業務遂行権という構成も認められないこと

仮に原告らが、東京高決平成20年7月1日（平成20年（ラ）第181号、面談禁止等仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件、判タ1280号329頁）を援用して、団体の業務遂行権に構成員の人格権が内包されると主張しても、その主張は成り立たない。

しかし、同決定は、保険会社に対する多数回・長時間の架電、面談強要等により、法人資産の利用及び従業員の労働行為が直接妨害された事案について、例外的に業務遂行権に基づく差止めを認めたものである。同決定が前提としたのは、法人の業務が資産及び従業員の労働行為から成り、法人が従業員に対して受忍限度を超える困惑・不快を生じさせないよう配慮する義務を負うという関係である。

さいたま地裁判決も、同決定について、法人の業務が資産及び従業員の労働行為から成ること、法人には従業員を受忍限度を超える困惑・不快から保護する配慮義務があることを前提としたものと整理し、解放同盟県連と会員との関係はこれと前提を異にするとした（甲38判決22頁）。

本件の原告府連・支部らと構成員・地域住民との関係もこれと異なる。原告らは、どの構成員の、どの人格的利益が、どの記事により侵害され、その結果としてどの団体のどの業務にどの程度の具体的支障が生じたのかを特定していない。原告らの主張は、結局、構成員一般の被害感情を団体固有権へと抽象的に転換するものにとどまり、採用できない。

4 平成26年最高裁判決は、行政情報公開事件であり、本件とは事案を異にすること

原告らは、6807号事件訴状及び9801号事件訴状において、最高裁平成26年12月5日第二小法廷判決（平成25年（行ヒ）第37号、公文書部分公開処分取消等請求事件、判例地方自治390号51頁）、すなわち同和対策地域総合センター要覧情報公開事件を援用している。

しかし、同判決は、滋賀県情報公開条例に基づく公文書公開請求において、行政機関が作成・保有する要覧の非公開事由を認めた行政事件である。同判決が問題にしたのは、県が「同和対策」に関する資料として作成した要覧において、各地域センターの名称や所在地、各地区の位置・名称、居住者等の具体的状況が網羅的かつ一覽的に掲記されていたことである。

むしろ同判決は、各地域センターの名称や所在地等が設置管理条例に規定されていること、又は周辺住民等に一定範囲で知られていることを前提にしたうえで、それらの個別情報それ自体は、当該地域センターが設置されている地区が同和地区であることを直ちに意味するものではなく、本件要覧のような網羅的かつ一覽的資料とは異なると判示している。つまり、同判決の射程は、行政が同和対策資料として作成した網羅的・一覽的な部落リスト型資料の公開可否に限られる。

この点は、大阪についてはなおさらである。解放同盟関係団体の部落解放研究所が発行した『大阪の同和事業と解放運動—大阪府同和事業促進協議会史—』には、「大阪府下部落概況」として、大阪市西成区、富田林市新堂、大東市野崎、八尾市西郡等について、部落名、戸数、人口、主な産業を一覧化した表が公刊されている

(乙32)。原告らは、平成26年最判を援用して同和地区情報一般の秘匿をいうが、大阪に関しては、解放同盟関係資料自身が地域名等を公刊してきた事実を無視できない。

同判決は、民間団体に地域住民又は地域出身者の人格的利益を包括的に訴訟追行する権限を認めたものではない。また、民間団体の活動成果が減殺されることをもって、団体固有の業務遂行権侵害を認めたものでもない。よって、同判決は本件の原告府連・支部らの任意的訴訟担当又は団体固有権を基礎づけるものではない。

第7 原告らの反論はいずれも理由がないこと

1 「差別事案の特殊性ゆえに、個人が前に出られない」という原告らの反論について

原告らは、本件を差別事案と位置付け、個人の提訴が困難であるから任意的訴訟担当が必要であると主張する。しかし、その主張には理由がない。

提訴に心理的負担があるとしても、それは任意的訴訟担当の要件を満たすことにはならない。負担や困難があることと、第三者による包括代表を認めることとは別である。既存制度の利用や、実際に個人原告が提訴している事実を踏まえれば、「本件でなければ任意的訴訟担当が認められる場面はない」といった原告らの主張は誇張にすぎない。

2 「規約+大会決議+歴史的活動で足りる」という反論について

原告らは、規約だけでは足りないとしても、大会決議や長年の活動実践を加えれば授權は認められると主張する。しかし、その主張には理由がない。

前記のとおり、規約は団体内部のルール、大会決議は運動方針、活動実践は社会的実績にすぎない。これらをいかに積み上げても、誰が、どの記事について、どこまでの処分権を団体に与えたかという、授權の核心部分は空白のままである。抽象的な事情を重ねても、具体的な授權がないことは埋まらない。

3 「団体が最も近い存在である」という反論について

原告らは、原告大阪府連及び原告支部らこそ、構成員に最も近く、原告らのいう差別被害を共有する存在であると主張する。しかし、その主張には理由がない。

担当者の「近さ」や「適切さ」は、せいぜい政策論上の事情にすぎない。訴訟法上重要なのは、法的授權と処分権限の明確性である。しかも本件では、府連と支部の双方が「近い」と称して競合的に代表権を主張しており、そのこと自体が「近さ」という基準の不確定さを示している。

さらに、原告大阪府連及び原告支部らが、府内の部落住民又は出身者全体を当然に代表する中立的・一元的主体であるとの前提は、事実関係としても成り立たな

い。公刊資料及び原告大阪府連自身の大会資料には、解同大阪府連又はその支部に関し、府連幹部・支部長による利権、不祥事、暴力的糾弾、窓口一本化、支部員排除等を指摘する記述が存在する（乙57ないし乙62）。重要部分を挙げると、次のとおりである。

(㍑) 『ピストルと荊冠』は、飛鳥会事件の小西邦彦について、「部落解放同盟大阪府連の執行委員」に選出され、「大阪府連が結成した行動隊の副隊長」にも任命されたと記述する。また、同書は、産経新聞の回答として、飛鳥会事件について「差別解消に取り組む団体の支部長がその肩書を悪用して犯罪行為を行い、組織もその支部長の不正を、結果的に長年にわたって放置していた」との指摘を引用している。さらに同書は、「飛鳥会事件は、まぎれもなく部落解放運動の中から生じたものである」と述べ、「『エセ同和行為』を黙認し続けたのは、大阪府連の幹部に他ならない」とも記述する（乙57）。

イ 『追跡・えせ同和行為』は、大阪における「窓口一本化」について、「乱脈で不公正な同和事業とそれに寄生した利権あさをうみだした、いわば諸悪の根源」と記述する。同書は、吹田市における窓口一本化が「暴力と脅迫を背景に」作られたと述べ、さらに大阪府同和建設協会について、同和建設事業が「解同府連の下部組織によって独占受注されてきた」とし、請負金額に応じた「上納金」にも言及する。加えて、同書は、「解同府連の支部段階でも、少なからぬ幹部が暴力団のメンバーに名をつらねている」とし、解同大阪市西成支部長岡田繁次を「元酒梅組準構成員」、解同大阪市飛鳥支部長小西邦彦を「山口組系金田組幹部」と記述し、山口組四代目組長竹中正久の射殺事件についても「解同幹部と暴力団幹部との癒着ぶりを劇的に示した」と記述する（乙58）。同書は1988年刊行であり、後に飛鳥会事件で刑事責任を問われる小西邦彦を既に具体的に名指ししていた。このことは、同書の指摘が、後年の事件に便乗した抽象的批判ではなく、後に顕在化した問題を早い段階で具体的に把握していたものであることを示す（乙57、乙58）。

ウ 『部落解放運動の70年』は、解同大阪府連が大阪市教組役員選挙に関する文書を一方的に「差別文書」と決めつけ、「暴力的な糾弾」を行い、「教師を勤務中の学校から強制連行するなど、無法のかぎりをつくした」と記述する。また、同書は、富田林等の支部活動家を含む除名処分について、「この間1000名をこえる同盟員が排除された」と記述し、その後「解同大阪府連正常化委員会」も発足したとする（乙59）。

エ 『人権と部落問題』55巻4号は、八尾市の地域協議会について、「実際は人権侵害事件に富んだ団体です」とし、桂人権ふれあいセンター内の「八尾市人権

西郡地域協議会事務所で暴力・傷害事件が発生」したこと、さらに「暴力団構成員であることを伝え威圧した」住民から八尾市職員2名が暴力を受けたことを記述する（乙60）。

オ 『同和問題と日本共産党』は、大阪の同和行政について、『解同』大阪府連朝田派による無法な同和行政の私物化」と述べる。同書は、最近数年間の「告訴告発事件のみを数えても33件」にのぼり、泣き寝入りした暴力事件を加えると「数百件にちかい犯罪行為」を繰り返していると指摘する。また、府同促協について、32名の役員のうち2名を除き『解同』府連朝田派の幹部」が占めていたとし、同和住宅の入居についても『解同』朝田派支部長の印がないと申請は受理されないと記述する（乙61）。

カ 部落解放同盟大阪府連合会自身の第28回大会決定集にも、野崎支部代議員が大東市の同和行政について「印鑑を持って役所へ行けば金がもらえるという形で実施されていて、運動の観点はひとかけらもない」と述べた記載がある。また、西郡支部代議員も、「西郡支部は率直にいつて『同和事業支部』の域をぬけていない」と述べている（乙62）。

以上の資料は、原告大阪府連及び原告支部らが、法的にも実質的にも、地域住民又は地域出身者全体から当然に信託を受けた代表主体ではないことを示す。むしろ、当該団体の活動歴や内部資料を根拠にするほど、非構成員、反対派、排除された者、又は団体の運動方針に同意しない者を含む地域住民全体の人格的利益について、原告らに包括的訴訟追行権を認めることの危険性が明らかになる。

4 「さいたま事件とは異なり、本件では大会決議がある」という反論について

原告らは、さいたま事件では規約による黙示授權しか問題になっていなかったが、本件では大会決議があるから異なると主張する。しかし、その主張には理由がない。

さいたま地裁判決は、県連を原告として訴訟を提起する旨の議案資料が存在しても、構成員の授權までは認定できないとしたのである（甲38判決18頁）。本件の大会資料も、結局は「裁判闘争」「総体の闘い」「各地で裁判」といった運動方針を示すにすぎず、その具体性においてさいたま事件を上回るものではない。

5 「全国部落調査事件では広範な差止めが認められた」という反論について

原告らは、全国部落調査事件の東京高裁令和5年6月28日判決が広範な差止めを認め、最高裁令和6年12月4日決定により確定したことを強調する。しかし、その主張には理由がない。

同高裁判決は、地域情報の公表一般について抽象的・全国的な差止めを認めたものではない。あくまで、個人原告ごとに、現在又は過去の住所・本籍、親族の住所・本籍等と対象地域との具体的関係を審理し、その結び付きが認められる範囲に限って法的判断をしたものである。また、部落解放同盟自身の業務遂行権侵害は否定されている。

さらに、最高裁令和6年12月4日決定（甲27の1、甲27の2）は、上告棄却・上告不受理にとどまり、最高裁が団体による地域住民の人格的利益の包括代表を認める規範を示したものではない。

したがって、全国部落調査事件関係判決は、本件における団体原告の任意的訴訟担当を基礎づけるものではない。

6 「支部が地域に近いから、支部が知識・情報を有する」という反論について

支部が地域の事情を知っていることと、地域住民又は地域出身者の人格的利益を訴訟上処分できることは別である。地域に近いという理由だけで訴訟担当を認めるなら、昭和60年最判が否定した地域代表型訴訟を、別名で復活させることになる。

第8 本件で採るべき結論

本件で採るべき結論は明らかである。

- 1 原告大阪府連及び原告支部らは、各地域住民全体又は出身者全体の法的代表者ではなく、実質的にも当然にその利益を体現する主体とはいえない（乙57ないし乙62）。
- 2 規約、大会決議、歴史的活動実践から、個々の構成員又は地域住民が、自己の人格的利益に基づく削除請求権及び将来の公表差止請求権について、原告大阪府連又は原告支部らに訴訟追行権・処分権を授与したとは認められない。
- 3 本件は、判例が例外的に任意的訴訟担当を認めた財産管理型・特定権利関係型の事案ではない。
- 4 昭和60年最判の趣旨からも、地域代表を称する私的団体が、地域住民又は地域出身者本人らからの具体的授権なく、人格的利益に基づく削除・将来差止請求を追行することはできない。
- 5 被告は当事者識別情報秘匿制度を当然に是認するものではないが、現行法上は同制度等の既存制度があり、現に個人原告も提訴している以上、任意的訴訟担当を認める合理的必要性もない。
- 6 全国部落調査事件関係判決及び令和7年さいたま地裁判決も、団体原告の包括的訴訟追行又は団体固有の業務遂行権侵害を認めたものではない。なお、令和7年さ

いたま地裁判決は控訴中で未確定であり、個人原告に関する認容部分も本件に援用できる精度の判断ではない。

7 よって、原告大阪府連及び原告支部らの請求は、却下又は棄却されるべきである。

第9 結語

原告大阪府連及び原告支部らの主張は、地域住民全体と団体構成員とを混同し、個人の人格的利益を団体の訴訟戦略に吸収しようとするものである。規約、大会決議、運動実践は、団体内部の方針や活動実績を示すにとどまり、個々人の人格的利益に関する訴訟追行権及び処分権の授権を示すものではない。

任意的訴訟担当は、社会的必要性や運動上の代表性によって認められるものではない。必要なのは、権利主体本人からの具体的授権、担当者の明確性、対象権利及び対象請求の特定性、処分権限の範囲の明確性、弁護士代理原則及び訴訟信託禁止を潜脱しないこと、そして合理的必要性である。本件では、そのいずれもない。

本件で原告らが求めているのは、結局、私的団体を「部落住民の代表」として扱うことである。しかし、部落住民又は部落出身者は、団体に代表される存在ではない。一人ひとりが憲法上の個人である。誰に訴訟を任せるか、任せないかは、本人が決めるべきことである。

よって、原告大阪府連及び原告支部らによる任意的訴訟担当の主張は退けられるべきである。以上に加え、従前の主張をあわせれば、本件両事件の請求はいずれも全部却下又は全部棄却されるべきである。

以上